# 第3次飛島村行財政改革推進大綱 (答申)

(平成17年12月22日)

飛島村行財政改革推進委員会

# <目 次>

第1	基本的な考え方		1
第2	行財政改革の進め方		2
第3	行財政改革の推進事項		3
1	事務事業の見直し		3
	(1) 行政評価システムの確立		
	(2) 民間委託等の適正化		
	(3) 指定管理者制度の活用		
2	効率的かつ健全な組織・機構の整備		3
	(1) プロジェクトの編成		
	(2) コンプライアンス (法令遵守)の確立		
	(3) ISO(国際規格)14001の認証取得	<del>]</del>	
	(4) 委員会・審議会等の整理統合		
3	定員管理及び給与の適正化		4
	(1) 定員適正化計画の改訂		
	(2) 臨時職員等の適正配置		
	(3) 職員給与等の適正運用		
	(4) 特別職の報酬等の適正運用		
4	人材育成の推進		5
	(1) 人材育成方針の策定と実務研修の充実		
	(2) 勤務評定制度の導入		
5	住民参加の促進		6
	(1) 地域団体、グループとの連携		
	(2) 地区組織の再編		
6	電子自治体の推進		6
	(1) 窓口サービスの向上		
	(2) 公共工事等の適正化		
	(3) 個人情報の適正管理		
7	健全な財政運営		7
	(1) 計画的な財政運営		
	(2) 財政状況の公開		
	(3) 枠配分予算編成方式の確立		
	(4) 税・使用料等の適正収納		
	(5) 補助金等の適正化		
	(6) 公共工事等の適正化		
8	議会との連携		8
	(1) 議会議員の報酬等の適正運用		
第4	おわりに		9

# 第1 基本的な考え方

平成 17 年 3 月 31 日が適用期限の「市町村の合併の特例に関する法律」(旧法)のもと、各地で市町村合併に関する取り組みがされた中で、本村は、平成 14 年 6 月に発足した弥富町、十四山村、蟹江町との合併について検討するための「海部南部ブロック市町村合併研究会」に参加するとともに、村独自に合併の是非について検討された。

平成15年1月に実施された住民アンケートでは、村に住民登録のある18歳以上3,774人の74%の住民から合併に反対する回答があり、平成15年5月には住民の意思を尊重して、法定の「海部南部4町村合併協議会」への参加を見送り、「小さくてもキラリと光るむらづくり」をめざすことが決議された。

市町村合併については、平成 17 年 4 月に施行された「市町村の合併の特例等に関する法律」(新法)の動向を今後も見続ける必要があり、自立の道を選択した自治体として、自己決定、自己責任が求められる地方分権型行財政システムへの転換に備える必要がある。

また、本村の財政については、歳入面では依然として厳しい状況が続くものと推測され、さらに国の「三位一体改革」の動向など、歳入の見通しは先行き不透明な状況にある。一方、歳出面では、少子化による人口減少時代を目前に控え、さらに、高齢化による新たな公共サービスの充実が求められる中、本村では小中一貫教育を進めるための小中一貫校の建設が計画されており、財政運営は極めてきびしい状況にある。

このような大型プロジェクトを実現するためにも、これまで以上に行財政の効率化を 進めるとともに、持続可能な財政構造を確立する必要がある。

こうした厳しい状況を踏まえ、本村は行財政改革の推進にあたって、平成 17 年 6 月 に収入役の事務を助役が兼掌する条例が制定され、執行機関の組織改革から取り組みを スタートした。

今回の大綱では、行政の経営体制の刷新を図るために、従前の手法による経費の削減 や事務事業の見直しではなく、情報公開、説明責任、法令遵守、環境保護及び住民参加 等の視点に立って、住民と行政が協働で行財政の抜本的な改革に取り組む必要がある。

# 第2 行財政改革の進め方

第3次飛島村行財政改革推進大綱に基づく行財政改革推進プランは、平成17年3月29日に総務省から通知された「地方行政改革のための新たな指針(新地方行革指針)」で集中改革プラン(目標年次:平成17年度~21年度)として策定・公表が求められている以下の改革項目を含めて策定し、推進するものとする。

#### 【集中改革プラン】

事務事業の改善、廃止・統合

民間委託等の推進(指定管理者制度の活用を含む。)

定員管理の適正化

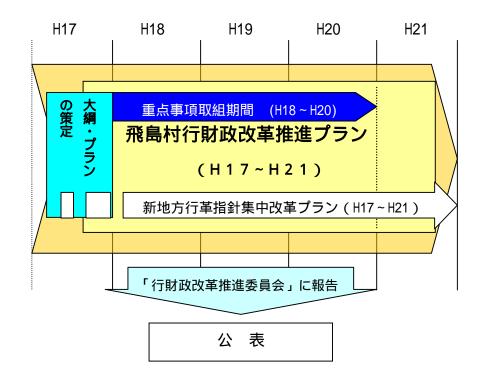
給与の適正化

経費節減等の財政効果

計画推進期間は、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間とする。ただし、平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 年間を「重点事項取組期間」と位置付け、早期の計画 策定及び実現を図る。

また、改革プランは可能な限り数値目標を定め、計画的、段階的に取り組むこととする。

改革プランの進捗状況については、「行財政改革推進委員会」に報告し、助言を得る とともに、適宜住民に公開し、一般住民からの意見を取り入れながら計画の推進を図る。



# 第3 行財政改革の推進事項

#### 1 事務事業の見直し

住民の複雑多様化する行政需要や新たな行政課題を的確に把握し、実施すべき施策の選択や重点化及びサービス水準の平準化を図るとともに、事務効率の向上と経費の節減を図るために、事務事業の改善、廃止・統合を恒常的に行うための行政評価システムの確立を図る必要がある。

また、民間委託等の推進については、指定管理者制度の活用を含め財政運営の観点から適正な運営が必要である。

#### (1) 行政評価システムの確立

事務事業の必要性、妥当性、効率性、有効性を総合的に評価する行政評価システムを確立し、行財政運営の基本マネージメントツールとして位置付け、計画(Plan) 実施(do) 検証(Check) 見直し(Action)のPDCAサイクルに基づき、事務事業の改善、廃止・統合を行う。また、その成果を住民に公表する。

#### 【集中改革プラン】

#### (2) 民間委託等の適正化

行政運営の効率化、住民サービスの向上を図るため、民間や外郭団体に委託して事業を展開してきたが、その量、額ともに年々増加傾向にあり、その必要性、有効性等を勘案して、新たな指針を策定する。

とりわけ、公共施設等の維持管理、保守等の業務委託については、その内容を精査し、 業務水準の適正化とあわせて、職員の自助努力を経費の削減に繋げる。

#### 【集中改革プラン】

#### (3) 指定管理者制度の活用

公の施設の管理運営については、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として平成 15 年 9 月の地方自治法改正で創設された指定管理者制度について検討する。とりわけ、現行公共団体等に管理委託している公の施設については、平成 18 年 9 月の移行期限までに指定管理者を指定する。

#### 【集中改革プラン】

## 2 効率的かつ健全な組織・機構の整備

新たな行政課題や多様化する住民ニーズに的確かつ柔軟に対応するため、既存のタテ割り組織にとらわれずに、諸施策を総合的・機能的に展開するための横断的な業務組織

を編成するとともに、厳格な法令遵守や環境保護など今日的な社会問題にも対応できる 組織の整備が必要である。

また、住民参加の行政運営を活性化させるために、各種委員会等の見直しを図る必要がある。

#### (1) プロジェクトの編成

新しい政策課題等に迅速かつ効率よく対応するために、既存の組織、機構、職階にとらわれることなく、職場内にプロジェクトの編成をする。

# (2) コンプライアンス (法令遵守)の確立

不当要求等への対応について住民の信頼を確保するために、組織全体で厳格な法令遵守と社会的規範に則った業務を遂行することと、公益通報者保護法に定められる行政の内部または外部通報者からの情報を適切に管理することをねらいとした条例を制定する。

# (3) ISO(国際規格)14001の認証取得

様々な社会システムが循環型(環境共生型)へとシフトしつつある中で、行政機関においても、環境保護といったグローバルな問題について、これまで以上に主体的かつ率先して取り組むことが求められている。そこで、行政と住民が一丸となって環境保護を実践するための、国際的な環境規格である、ISO14001を取得する。

#### (4) 委員会・審議会等の整理統合

委員会・審議会等については、住民の各階層の幅広い意見や各種分野の専門的な意見を行政に反映させるために設置されているが、組織、定数、運営方法などの見直しとあわせて整理統合を図るとともに、女性の積極的な登用に努める。また、委員の報酬・費用弁償の適正な運用を行う。

# 3 定員管理及び給与の適正化

社会経済情勢の変化や地方分権の具体化に対応するために、行政と民間との役割分担 や再構築、情報通信網の整備により、行政のスリム化、効率化に取り組み、効果的かつ 効率的な行政組織の確立に図る。

また、健全な財政運営を図るために、定員管理計画の確立と給与の適正化を図る必要がある。

#### (1) 定員適正化計画の改訂

現行の定員適正化計画(107名)は、平成10年度に策定されたもので、その後新たな

行政需要に対応するために、課の新設や公共施設の整備がされており、事務事業の見直 しや組織の見直しとあわせて、定員適正化計画を改訂する。

# 【集中改革プラン 】

#### (2) 臨時職員等の適正配置

新たな行政需要への対応や退職者の補充等を検討する中で、人件費の抑制とあわせて、 定数削減に繋げるために、臨時職員及び嘱託職員の適正配置を行う。

#### 【集中改革プラン】

# (3) 職員給与等の適正運用

職員の給与、手当については、国や他の自治体の状況を踏まえ、職務と責任に応じた 給与水準の維持を図るとともに、嘱託職員や臨時職員の報酬賃金等についても適正な運 用を行う。また、給与等の状況については、村広報やホームページで公表する。

#### 【集中改革プラン】

# (4) 特別職の報酬等の適正運用

特別職の報酬等については、近隣の町村との均衡を図るとともに、国や他の自治体の状況を踏まえ適正な運用を行う。

# 4 人材育成の推進

地方分権の推進に伴い、新しい行政需要に対応するため、これまで以上に政策形成能力や法務執務能力等が求められている。組織を活性化させるためには何事にも積極的に取り組む「元気」のある職員が必要である。そのためには、資質の高い人材を確保することはいうまでもなく、職員の実務能力を高めるための研修や職務実績を評価する仕組みを検討する必要がある。

# (1) 人材育成方針の策定と実務研修の充実

職員の能力開発を効果的に推進するための、人材育成の目的、方策等を明確にした人 材育成に関する基本方針を策定する。

とりわけ、高度で専門的能力を身につけるための職員の主体的な取り組みを支援する 制度を検討する。

## (2) 勤務評定制度の導入

職務遂行能力に優れた人材を有効に活用する観点から、職員の能力、適性を的確に把握するために、給与体系と連動する勤務評定制度を導入する。

#### 【集中改革プラン】

# 5 住民参加の促進

本村においては、少子高齢化とあわせて着実に人口の減少化が進んでおり、地区コミュニティーの形成に影響を及ぼしつつある。こうした状況にあっても、住民と行政が近いという小規模自治体のメリットを活かして、住民生活と関係の深い、防災防犯、環境問題、子育て、高齢者対策など新たな行政課題に住民参加で取り組むことが肝要である。

そのために、住民が主体的に地域の問題に取り組む活動を支援するとともに、新たな協働母体となる住民グループの育成を図る必要がある。

また、こうした議論を活性化するために広報誌やホームページを活用して積極的に情報開示を図るとともに、「むらづくりサロン」や「地区懇談会」を開催するなど、行政と住民がともに地域の問題について考える場を設ける必要がある。

# (1) 地域団体、グループとの連携

本村においても子供や老人などの社会的弱者をねらった犯罪が発生しており、また、 東海地震等の地震災害の発生が危惧される中、区長をはじめ、防犯連絡員や自主防災班 長、消防団員、婦人代表などを中心とした地域団体やグループを「安全・安心・安定」 のむらづくりの担い手として位置付け、行政との連携を強化する。

また、団塊の世代が現役を退く2007年問題が言われる中で、地域に多様な受入環境を整備するとともに、地域の問題に主体的に取り組む人材やグループの育成及びその活動を支援する指針を策定する。

#### (2) 地区組織の再編

サラリーマン世帯の増加、人口の減少、少子高齢化、婦人会組織の解散などにより、 従来各地区で引き継がれてきた役回り仕事の担い手探しに苦慮する地区もある。こうし た問題に対応するために、大字単位で各地区に担当職員を配属し、地区組織の運営に関 する問題解決にあたる。

#### 6 電子自治体の推進

国の「IT革命に対応した地方公共団体における情報化の施策等の推進に関する指針」に合わせて整備された、行政手続きのオンライン化、公的認証サービス、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カード、総合行政ネットワーク(LGWAN)ホームページの利用促進など各行政分野における行政の高度化を図る必要がある。

# (1) 窓口サービスの向上

電子自治体の推進とあわせて整備された情報通信システム機器の導入効果をあげる

ために、住民の利用促進を図るとともに窓口サービスの向上に繋げる。

#### (2) 公共工事等の適正化

公共工事等の入札、契約に対する住民の信頼を確保するため、情報開示の徹底を図り、 更なる適正化に取り組む。

【集中改革プラン】

# (3) 個人情報の適正管理

不正アクセスなどによる情報漏えいなどの事故が懸念される中、厳格な情報管理と運用を図るために、セキュリティーポリシーを徹底する。

# 7 健全な財政運営

本村はこれまで地方交付税の不交付団体として、潤沢な税収を背景に、ゆとりある財政運営を行うことができたが、三位一体改革が着実に実施されようとしている中で、地方税や譲与税、国庫支出金の状況も大きく変化しており、また、新たな市町村合併の動きもあり、その影響が懸念される。

こうした状況を踏まえ、自立を選択した自治体の責務として、施策や事業の重点化や 効率化を進める中で、収支の均衡を図れるよう財政規模の圧縮を目指すとともに、計画 的な財政運営を確立する必要がある。

#### (1) 計画的な財政運営

限られた財源の中で最大限の公共サービスを提供できるよう予算の執行については、 長期的な視点を持った運営が必要であり、基金運用や特別会計への繰出金、経常収支等 を多面的に検討した財政計画を策定する。とりわけ、大きな財政負担を伴う大型プロジェクトの実施にあたっては、起債事業として実施を検討する。

【集中改革プラン】

#### (2) 財政状況の公開

村の財政状況を正確に把握し、財政運営が適正に行われているのかを客観的に評価するための、経常収支比率や起債額、基金残高など財政指標を評価することが重要となる。 財政の現状を多面的に分析するために、バランスシート(貸借対照表)や行政コスト 計算書などの資料を作成するとともに、効果的でわかりやすい手法を用いて、広報誌やホームページにその情報を公開する。

# (3) 枠配分予算編成方式の確立

予算編成にあたっては、限られた財源を重点的かつ効果的に活用するために、諸計画 との連携を図りながら、総額管理枠配分方式による予算編成システムを確立する。

# 【集中改革プラン 】

#### (4) 税・使用料等の適下収納

住民の納税意識も高く、その収納率は高い水準で推移しているが、税金や公共料金などについて、住民の利便の向上を図るための多様な支払い方法を検討し、住民サービスの向上を図るとともに、高収納率の確保に努める。

#### 【集中改革プラン】

#### (5) 補助金等の適正化

補助金、交付金等については、公益性、補助効果、補助対象、補助率など補助金等を効果的、効率的かつ適正なものとして運用し、また、その公平性や透明性を確保するためにも、行政と住民が協働して適正化を検討する。

# 【集中改革プラン 】

# 8 議会との連携

飛島村議会は小規模自治体を取り巻く厳しい状況を勘案して、平成 17 年 6 月に議員 提案で議員定数を 12 名から 10 名に減らす議決を行い、次期選挙から適用されることに なった。「小さくてもキラリと光るむらづくり」を実現するための今回の行財政改革の 推進にあたり、執行機関は、議会と連携して住民の多様な意見を把握し、集約・反映さ せるにための取組みを積極的に行う必要がある。

## (1) 議会議員の報酬等の適正運用

議会議員の報酬等については、近隣の町村との均衡を図るとともに、国や他の自治体の状況を踏まえ適正な運用を検討する。

# 第4 おわりに

飛島村は、全国的に市町村合併の嵐が吹き荒れる中で、不交付団体という豊かな財政 を背景に、住民の意思を尊重して自立の道を選択した。

今日、合併新法が施行され、人口 1 万人未満の小規模自治体の合併について新たな合併構想の検討が愛知県で進められようとしている。

また、国の三位一体改革を始めとする、財政制度改革が着実に実施され、いつ何時村の財政運営をゆるがすような制度改革が実施されるかもしれない。

そうした社会情勢の中で、住民代表の意見を取り入れてまとめられたこの第3次飛島村行財政改革推進大綱は、「小さくてもキラリと光る村づくり」をめざす飛島村にとって、大変有用なものと言える。

ここに提言された推進事項を必ず実現するためには村長の強力なリーダーシップや 職員の抜本的な意識改革と住民とのパートナーシップに負うところが大である。

行政サービスの向上ひいては住民の福祉向上を目指す行財政改革が、村議会をはじめ、 関係各団体や村民各位の理解と協力のもとに、速やかに着手され、実効ある成果を生む ことを期待する。

なお、ここに提言された推進事項の進捗状況は、毎年、行財政改革推進委員会に報告するとともに、あわせてその進捗状況を、むらづくりサロンやホームページ・村広報に掲載して村民に逐次報告することを要求するものである。